

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鯖江市長 佐々木 勝久

市町村名 (市町村コード)	鯖江市 (207)	
地域名 (地域内農業集落名)	神明地区 (西鳥羽町・東鳥羽町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月4日(西鳥羽) 令和6年11月9日(東鳥羽) (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・持続可能な耕作ができる耕作者がいる。(集落営農、個人)
- ・耕作者の高齢化が進んでいる。
- ・後継者などの育成が進んでおらず、次の耕作者があまりいない。
- ・ほぼすべての農地が耕作されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の主要作物(米)を断続的に生産していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 一団の農地になっているところは農業上の利用をする区域とする。
- 住宅地、山林などの周辺にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備を行う考えはない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手農家が集落の農地を維持していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない(費用がかかりすぎる)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①今後対策が必要
- ③農業用ドローンが必要